令和 3 年度 包括外部監査結果報告書 (概要版)

- 委託料に係る財務事務の執行について -

奈良県包括外部監査人 公認会計士中川 美雪

<u>目 次</u>

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 特定の事件の選定理由	1
(3) 監査対象期間	1
(4) 監査対象範囲	1
3. 監査の方法	2
(1) 主な監査要点	2
(2) 主な監査手続	2
4. 監査の実施期間	2
5. 補助者	
6. 利害関係	2
第 2 監査の結果及び意見 (総論)	3
1. 監査の結果及び意見の構成並びに記載方法	3
(1) 構成	
(2) 監査の結果の書き分け	
2. 監査の結果及び意見の総括	4
(1) 監査の結果及び意見の集計	4
(2) 各所管部署の契約に係る結果及び意見の分類	5
3. 総括意見	6
(1) 契約に係る事項	6
(2)行財政改革に係る事項	. 14
(3) 指定管理者制度に係る事項	. 14
第3 監査の結果及び意見(各論)	. 15
1. 総務部知事公室	. 15
(1) 令和2年度「県民だより奈良」配布業務委託(広報広聴課)	. 15
(2) 令和2年度県民だより奈良テレビ版「ならいいね!」の制作・放送業務()	広報
広聴課)	. 15
(3) 奈良県旅券発給業務委託(旅券事務所)	. 15
(4) 奈良県防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査等業務委託(消防救急課)	. 16
2. 総務部	. 16
(1) 令和2年度奈良県総務事務処理業務委託(総務厚生センター)	. 16
(2) 組織改編に伴う室名板等改修委託(管財課)	. 17

(3)	年度末改修(コンセント等)(管財課)	17
(4)	令和2年度部局長車両運行業務(管財課)	17
(5)	令和2年度奈良県職員研修業務委託(自治研修所)	17
3. 文	化・教育・くらし創造部	18
(1)	なら歴史芸術文化村展示空間等整備業務(なら歴史芸術文化村整備推進室)	18
4. 文	化・教育・くらし創造部 こども・女性局	18
(1)	奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務(奈良っ子はぐくみ課)	18
(2)	令和 2 年度 女性一時保護委託事業(中央こども家庭相談センター)	18
(3)	児童一時保護委託事業(中央こども家庭相談センター)	19
5. 福	社医療部 医療政策局	20
(1)	小児救急医療電話相談業務委託令和2年度分(地域医療連携課)	20
6. 水	循環・森林・景観環境部2	20
(1)	令和2年度次世代型森林情報活用推進事業(森と人の共生推進課)	20
7. 産	業・観光・雇用振興部2	21
(1)	令和2年度 奈良県営競輪場開催業務等包括委託(地域産業課)	21
(2)	受託場外に係る場内整理サービス委託料(競輪場)	21
8. 産	業・観光・雇用振興部 観光局2	22
(1)	奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託(ならの観光力向上課) 2	22
(2)	県内宿泊等促進キャンペーン業務委託(ならの観光力向上課)	22
(3)	令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託(鉄道事業者連携分) (観光プ	口
٢	モーション課)	22
(4)	令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託(県内シンポジウム及び歴史的	•
1	云統的行催事等を活用した誘客プロモーション分)(観光プロモーション課) 2	23
(5)	令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託(奈良県文化観光発信プロジェ	ク
	ト事業)(観光プロモーション課)2	23
9. 食	と農の振興部2	23
(1)	食と農の振興フォーラム開催業務(豊かな食と農の振興課)	23
(2)	中央卸売市場再整備に係る事業者公募準備業務委託(中央卸売市場再整備推	進
=	室) 24	
(3)	県営ほ場整備事業百済川向地区従前地測量業務委託(中部農林振興事務所)2	24
(4)	なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科調理等教授業務	委
Ī	託(なら食と農の魅力創造国際大学校)2	24
10.	県土マネジメント部	24
(1)	奈良県公共工事等電子入札システム業務委託(建設業・契約管理課) 2	24
(2)	中和幹線包括的道路維持管理業務委託(道路保全課)	24
(3)	大和中央道包括的道路維持管理業務委託(道路保全課)	25

	(4)	天理ダム他 水質調査業務 (河川 (ダム) 維持補修事業) (奈良土木事務所)
		25
	(5)	一級河川菰川 水質調査委託 (大和川水質改善事業他) (奈良土木事務所) 25
	(6)	地蔵院川 地盤変動影響調査(事後)業務(防災・安全社会資本整備交付金事
	業	(総合治水)) (郡山土木事務所)25
	(7)	大和中央道道路維持管理業務委託(郡山土木管内)(郡山土木事務所) 26
	(8)	大門ダム 水質調査業務委託 (河川 (ダム) 維持修繕費他) (郡山土木事務
	所) 26
	(9)	令和2年度道路施設環境整備業務委託(雪寒)(宇陀土木事務所)26
	(10) 一般国道 165 号他 宇陀土木事務所管内道路清掃業務委託(道路施設環境
	整	備他)(宇陀土木事務所)26
	(11)) 管内の国道・県道における雪寒業務委託(吉野土木事務所)27
	(12)) 一般国道 169 号他 道路施設環境整備業務委託(道路施設環境整備事業)
	(吉野土木事務所)27
	(13)) 道路管理事業(委託分)業務委託 63 委 01 トンネル警備業務一式(吉野
	土	木事務所)27
	(14)) 一般国道 168 号 風屋トンネル他 トンネル照明施設詳細設計委託(防
		・安全交付金事業(国道トンネル補修・国補正)他) (五條土木事務所) 28
1	1. 県	【土マネジメント部 地域デザイン推進局25
		奈良公園バスターミナル施設運営業務(奈良公園バスターミナル施設管理運営
	事	業)(奈良公園室)28
		奈良公園バスターミナル交通運営業務(奈良公園バスターミナル運営管理事
	業)(奈良公園室)25
		馬見丘陵公園植栽管理業務委託(単独都市計画公園事業)第461-委9号(中
		公園事務所)28
		令和2年度馬見丘陵公園菖蒲園管理業務委託(彩り植栽事業(物件費))第
		2-1-委 1 号(中和公園事務所)29
1		5 会事務局
		奈良県議会棟保安業務委託(総務課)29
	(2)	議会テレビ中継番組制作等・放送委託(政務調査課)29
		奈良県議会インターネット動画配信業務委託(政務調査課)29
1		女育委員会事務局30
		県立学校ネットワークシステム強靭化運用保守業務及び機器等の賃貸借(教育
		策推進課)30
		県立高等学校総合寄宿舎給食業務委託(学校支援課)36
	(3)	奈良県公立学校教員採用候補者選考試験作問業務委託(教職員課)30

	(4)	第40回近畿高等学校総合文化祭開催に関する委託(学校教育課)	30
	(5)	スクールバス運行管理業務委託(各養護学校及び学校教育課)	31
	(6)	県立奈良西養護学校給食調理業務委託(保健体育課)	32
1	4. 嘗	警察本部	32
	(1)	道路交通情報提供業務(会計課・交通規制課)	32
	(2)	交通信号機保守点検(球取替)(施設装備課・交通規制課)	32
	(3)	生駒警察署新庁舎新築工事基本・実施設計(施設装備課)	33
	(4)	一般廃棄物搬出処理業務(奈良警察署)	33
	(5)	一般廃棄物搬出処理業務(奈良西警察署)	34

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に 関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件

委託料に係る財務事務の執行について

(2) 特定の事件の選定理由

近年、地方公共団体の厳しい財政状況や人員削減を背景に、公共サービスを包括的に民間に委託するニーズが高まっている。奈良県でも、令和2年3月に策定した「『奈良県の力』底上げプログラム」において、「民間で行うことが有用な業務については、積極的に外部委託を行い、業務を効率的に遂行します。」とし、積極的な外部委託を推進しているところである。

このような背景を受け、奈良県の令和2年度の委託料の一般会計及び特別会計 (公営企業を除く)における歳出総額は、約285億円と多額にのぼっている。

外部委託は、経費削減やサービスの向上を図る有効な手段のひとつである一方、 外部委託の拡大により、これまで県が有していたノウハウが継承されず専門性が 低下したり、外部委託の長期化により委託金額が高止まりするといった弊害も懸 念される。外部委託の有効性や経済性、効率性を検討することは有用と考えられ る。また、令和2年4月からは、内部統制制度が導入され、外部委託における内 部統制制度の整備や運用について、全庁的な対応が求められているところであり、 県民の関心も高いものと考えられる。

外部委託は全庁的に広く行われているため、委託料に係る財務事務について、外部の立場により全庁統一的・横断的に検証することは有用性が高いと考えた。

(3) 監査対象期間

令和2年度(自令和2年4月1日至令和3年3月31日) ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても監査対象とした。

(4) 監査対象範囲

一般会計及び特別会計(地方公営企業を除く)における委託料を監査の対象範囲とする。なお、委託料には委託契約による支払いのほか、指定管理者制度に基づく指定管理料を含んでおり、委託契約並びに指定管理者制度による委託料を対

象とするものとする。本文中では特に断りのない場合は、指定管理者制度による 契約も含め、委託事務と呼ぶものとする。

3. 監査の方法

(1) 主な監査要点

1) 委託事務全般

- ・委託事務の適正化に向けた各種取組を実施しているか。
- ・全庁的なモニタリングが適切に実施されているか。
- ・委託の効果は適切かつ適時に検証されているか。

2) 個別委託事務

- ・委託事務が法令、条例、規則等に準拠しているか。
- ・契約金額の積算は十分な根拠に基づいて合理的に行われているか。
- ・委託先の選定は透明性及び客観性が確保され、経済性を追求するものであるか。
- ・委託先が長期に固定化していないか、委託事業が長期化することで委託による 効果が薄れていないか、県としてのノウハウや専門性が低下していないか。
- ・再委託契約の契約事務、理由等は適切か。

(2) 主な監査手続

委託事業の契約書、実施報告書、県の決裁・協議資料ほかの関係書類の閲覧、 担当者への質問、分析、その他監査人が必要と認める監査手続を実施した。

4. 監査の実施期間

令和3年6月17日から令和4年3月31日まで

5. 補助者

 公認会計士
 石崎
 一登

 公認会計士
 大松
 祐介

 公認会計士
 中村
 岳広

 公認会計士
 藤川
 千代

 公認会計士
 野田
 敏男

 弁護士
 山本
 婦紗子

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査の結果及び意見(総論)

1. 監査の結果及び意見の構成並びに記載方法

(1) 構成

監査の結果及び意見については、総論と各論に分け、総論については監査の結果及び意見の全体像を記載するとともに、3.総括意見において、個別の委託事務に共通に見られた事項等をとりまとめ記載している。各論については、抽出した契約の概要並びに監査の結果及び意見について、部局等ごとに分け記載している。なお、ここでは、監査の対象とした委託事務すべてではなく、指摘すべき事項があった場合にのみ記載することとした。

表で示すと【図表1】の通りである。

【図表 1】監査の結果及び意見の構成

第2 監査の結果及び意見(総論)

- 3. 総括意見
 - (1)契約に係る事項
 - (2) 行財政改革に係る事項
 - (3) 指定管理者制度に係る事項

第3 監査の結果及び意見(各論)

- 1~14. 各部局等
 - 1) 契約の概要
 - 2) 監査の結果及び意見

(2) 監査の結果の書き分け

本報告書においては、以下のとおり監査の結論として結果、意見の2区分に分けて記載している。

結果	・法令、規則等に違反していると認められるもの
	・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は
	有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
	・その他法令、規則等には違反しないが、事務処理上改善する必
	要があると認められるもの

2. 監査の結果及び意見の総括

(1) 監査の結果及び意見の集計

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は、【図表 2】の通りである。

【図表 2】監査の結果及び意見の件数

(単位:件)

区分	項目または対象部局	結果	意見	合計
第2 監査の結	(1) 契約に係る事項	_	12	12
果及び意見	(2) 行政改革に係る事項	_	1	1
(総論)	(3) 指定管理者制度に係る事項	_	1	1
第3 監査の結	1. 総務部知事公室	2	8	10
果及び意見	2. 総務部	4	4	8
(各論)	3. 文化・教育・くらし創造部	_	1	1
	4. 文化・教育・くらし創造部	Г	C	1 1
	こども・女性局	5	6	11
	5. 福祉医療部 医療政策局	2	_	2
	6. 水循環・森林・景観環境部	_	5	5
	7. 産業・観光・雇用振興部	4	3	7
	8. 産業・観光・雇用振興部	7	3	10
	観光局			
	9. 食と農の振興部	_	4	4
	10. 県土マネジメント部	8	11	19
	11. 県土マネジメント部	2	4	6
	地域デザイン推進局	2	7	O
	12. 議会事務局	2	2	4
	13. 教育委員会事務局	6	11	17
	14. 警察本部	10	6	16
	総計	52	82	134

(2) 各所管部署の契約に係る結果及び意見の分類

「第3 監査の結果及び意見(各論)」に記載する、各所管部署の契約に係る結果 及び意見を項目別に分類した一覧は、【図表3】の通りである。

【図表 3】 各所管部署の契約に係る結果及び意見分類 (単位:件)

	仕様書	金額	契約方法注2	契約書	保証金	再委託	検査確認	公契約	効果	そ の 他 注3	計
1. 総務部知事公室	1	3	_	3	_	2	1	_	_	_	10
2. 総務部	1	3	_	2	_	_	1	_	_	1	8
3. 文化・教育・くらし創造部	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_	1
4. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	_	2	_	8	1	_	_	_	_	_	11
5. 福祉医療部 医療政策局			_			_	1		_	1	2
6. 水循環・森林・景観環境部	1		_	1	1	1	_		1	_	5
7. 産業・観光・雇用振興部		1	3		1	1	_	1	_	_	7
8. 産業・観光・雇用振興部 観光局	l	1	_	2	l	3	_	1	_	3	10
9. 食と農の振興部		3	_	1	1	_	_		_	_	4
10. 県土マネジメント部	2	7	_	1	3	2	1	2	_	1	19
1 1. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局	1		1	2	1	_	_		_	1	6
12. 議会事務局	_	2	_	_	_	_	_	2	_	_	4
13. 教育委員会事務局	4	1	4	1	_	2	1	1	_	3	17
14. 警察本部	_	1	2	9	_	1	2	_	_	1	16
総計	10	24	10	31	7	12	7	7	1	11	120

注1:表中の数値は、各項目における結果または意見の件数を表す。

注2:競争入札や随意契約などの契約方法にかかる事項。

注2:入札公告から参加資格申請までの期間、公告における公表事項など。

3. 総括意見

(1)契約に係る事項

①随意契約の適正化に係る取組み強化(会計局)【意見 1】

県では、「随意契約の締結に関する取扱基準について(通知)」(平成 20 年 3 月 24 日会局総第 137 号)において、随意契約を適用するための要件及び該当事例を具体的に規定し、契約締結所属において疑義がある場合の会計局への事前相談、契約段階における妥当性のチェック等、これまでも随意契約の適正化に取り組んでいるところである。

しかし、契約に関する統計的な把握がなされていないため、県の全ての契約に占める競争入札の件数や割合、随意契約の件数や割合、随意契約の継続年数等の契約に係る状況がわからない。現在の契約方法が適切であるのか、適正化の取組みがどの程度成果を上げているのかについて、定量的に把握することができない。

今回アンケート調査の対象とした委託料 559 件(注)中、211 件が随意契約であり、そのうち 76 件がプロポーザル方式、9 件が見積合わせ、126 件が一者随意契約によるものであった。(注:支出負担行為の計上単位ごとの件数であり、必ずしも契約数とは一致していない)さらに、126 件の一者随意契約のうち 6 年以上の長期にわたり同じ相手先と契約しているものは 54 件(うち、長期継続契約によるものは 11 件)であった。抽出したアンケート対象が母集団を表しているわけではないが、一者随意契約や長期にわたり同じ相手先と契約しているものの件数が一定量あり、改善の余地のある契約があることが示唆される。

一者随意契約の問題点としては、競争性が働かないことにより金額が割高となる おそれがあること、事業者選定の公正性、公平性に疑義が生じるおそれがあること、 漫然と契約を継続することにより、事業者とのなれ合いとなることが挙げられる。

「第3 7.産業・観光・雇用振興部(2)受託場外に係る場内整理サービス委託料(競輪場)」でも記載した契約は、2号随意契約(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)として、長期にわたり同一相手先と毎年契約を締結しているケースである。

確かに法律上、一部の業務については当該法人としか契約を締結できない業務であるものの、それ以外の業務は他の事業者でも実施可能であり、競争入札への移行が可能であるが、他への委託の検討がなされた証跡がない。また、予定価格の文書が作成されておらず、金額の妥当性の検証がなされていない。さらには、再委託が実施されているものの、契約書上再委託制限条項を設けず、再委託の管理がなされていない。その他、契約書上、個人情報取扱特記事項、暴力団排除の条項の記載がなく、漫然と契約が繰り返されてきたことがうかがえる。

このほか、一者随意契約の場合に競争性が働かず、金額が高止まりしている可能性があることを示唆するケースもあった。

機械警備委託について、6号随意契約(競争入札にすることが不利と認められるとき)として、6年以上の長期にわたり契約を締結してきたが、会計局総務課長より発出された「長期継続契約における契約期間の上限を踏まえ、少なくとも5年に一度は参考見積書の取り直しが必要である」との通知に基づき、参考見積書を徴取したところ、金額が4割程度の減少となっている。(当該契約は、「第3 10.県土マネジメント部(13)道路管理事業(委託分)業務委託 63委01トンネル警備業務一式(吉野土木事務所)」である。当該事項は適切に処理された事例であるため、監査結果の報告対象とはしていない)

なお、金額の適正化は契約上非常に重要であるため、「②金額の適正化」において、改めて記載するものとする。

随意契約の適正化には、これまで会計局や各所管部署が実施している地道な取組みは重要である。また、監査委員による監査でも委託契約に係る多くの指摘がなされており、先の参考見積書の再徴取は監査委員監査による指摘がきっかけであった。しかし、内部からの自浄作用だけでは限界もあり、さらに取組みを強力に進めるためには外部からの圧力は大きな推進力となる。

これについて、透明性や公平性の確保を目的に、事後に随意契約の理由等を公表 している団体もある(奈良県を除く近畿2府3県では2府2県が実施。【図表4】 参照)。

【図表 4】近畿における随意契約の事後公表状況

	1 足賊にもりる関心大利の事及五気状化					
	公表対象	主な内容	根拠規則等			
大阪府	・委託料(予定価格 100 万円超)	案件の名称、契約締結	大阪府財務			
	・使用料及び賃借料(予定価格 80	日、契約期間、相手方の	規則第 61 条			
	万円超)	商号又は氏名、契約金額	の3第3項			
	・役務費等(予定価格 100 万円超)	随意契約の相手方を選	大阪府随意			
	・物品購入(予定価格 160 万円超)	定した理由	契約ガイド			
		発注機関連絡先	ライン 8			
京都府	・全契約(ただし少額随意契約、相	部署、内容、契約日	京都府会計			
	手方が国、地方公共団体であるも	相手先名称及び住所	規則第 163 条			
	の、別途公報等で公表しているも	金額	の 2			
	の、土地建物の取引等を除く)※	随意契約とした理由				
滋賀県	・1 件 500 万円以上の、物品、委託	部署、事業名、契約内容、	前知事の選			
	および工事に関する契約	期間、相手方、金額、理	挙公約によ			
		由、根拠法令	る取組み※			
	・契約方法等集計結果(物品の集	契約方法別件数、金額				
	計は、50万円以上を対象	随意契約条項別件数、金				
	委託の集計は、平成 19 年度から	額				

	公表対象	主な内容	根拠規則等
	10 万円を超えるものを対象)		
和歌	物品調達、役務調達及び業務委託	事業担当部署	公共調達に
山県	に係る随意契約のうち契約書を作	名称、相手先、所在地	係る随意契
	成したもの	契約日、金額、理由	約情報の公
	(ただし、他の公表制度に基づき		表に関する
	公表しているもの等、一定の基準		事務処理要
	に該当するものは除く)		領※

注1:地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条2項10号により公表するもの以外について記載している(ただし、上記に当該規定に基づくものも含んでいる場合がある)。

注 2: 原則として各団体のウェブサイトで公表されている情報より外部監査人が作成した。※についてはウェブサイトでの公表がなかったため、聞き取りによっている。

情報公開の有用性については言うまでもないが、「『奈良県の力』底上げプログラム(令和2年3月)」において、「県政の推進に当たっては、県民へのわかりやすい県政情報の発信などアカウンタビリティを果たし、県政への信頼を高めることが重要である」とされ、アカウンタビリティ重視の施策推進が標榜されている。随意契約の理由等について公表することは、契約方法の適正化のみならず、アカウンタビリティの面でも有用であろう。

ただし、契約情報の入手や公表には、一定の手間と時間を要するため、金額的重要性や、長期にわたり同じ相手先と契約しているなど質的重要性の高い契約について実施するなど、費用対効果も勘案する必要がある。

また、可能な限り競争入札や公募型プロポーザル方式など、競争性ある契約方法とすることが求められる。

随意契約によらざるを得ないものについては、公平性や公正性、経済性に配慮した随意契約がなされるよう、現在の取組みに加え、契約方法等の状況について実態を把握するとともに随意契約の状況を公表する等、契約の適正化に係る取組みをさらに推進すべきである。

②金額の適正化

a. 予定価格設定根拠の文書化の指導(会計局)【意見 2】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、予定価格の検討過程や金額の積 算根拠について文書化が不十分である例が見られた。

委託契約は、物品等の契約と異なり、単価や数量がはっきり決まっているものはまれで、金額の積算が難しい場合が多い。一者随意契約の場合、競争性が働かないため、金額積算の困難さから、事業者からの言い値となることも多い。金額の適正

性について十分検討したことを担保するため、予定価格の検討過程や積算根拠を文 書化しておくことが必要である。

予定価格設定根拠の文書化について、十分な指導が望まれる。

b. 随意契約における予定価格の設定及び予定価格設定根拠の文書化の指導 (会計局) 【意見 3】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、随意契約において予定価格調書などの文書が書面で残されておらず、予定価格の承認がなされていない例が見られた。

予定価格は随意契約によることが適法かを判断するために、必ず設定すべきものである(地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)。決裁権限の基準を予定価格としていることからも、随意契約においても予定価格の設定は必須である。また、予定価格が文書で作成されていない場合、予定価格について、部署内における承認手続が適切に行われていないおそれがある。

随意契約における予定価格の設定と、予定価格設定根拠の文書化について、十分 な指導が望まれる。

c. 参考見積書による予定価格の適切な算定(会計局) 【意見 4】

委託契約では予定価格の明確な積算基準がないため、事業者から参考見積書を徴取し、予定価格を算定するケースが多い。

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、少額随意契約の基準である 100 万円未満となる参考見積書 1 者を採用するなど、参考見積書徴取方法に恣意性があると疑義の生じかねない例が見られた。

このほか、参考見積書徴取方法に恣意性があるとは考えられないが、参考見積書を1者からしか徴取しておらず、情報の収集や検討が不十分であると見られる例が 見られた。

参考見積書の徴取方法や、参考見積書からの予定価格の積算方法については統一的なルールがなく、各部所管部署に一任されている。しかし、上記で指摘したように、参考見積書の徴取先によって予定価格が大きく左右される可能性があり、かつ恣意性の介入の余地が大きいため、適正な予定価格が設定されるよう、複数の者から参考見積書を徴取することや、参考見積書からの予定価格を積算する際の具体的な留意事項などを示すことが望ましい。

d. 予定価格と落札価格の乖離 (県土マネジメント部企画管理室、建設業・契約 管理課、技術管理課) 【意見 5】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、競争入札において、予定価格と落 札価格に大きな乖離があり、改善の余地のある例が見られた。

予定価格の設定が適正であれば、過当競争による品質の低下や、労務費等へのし

わ寄せが生じている可能性がある。そうでない場合は、適正金額での契約の観点か ら、今後の予定価格の設定方法を見直す必要がある。予定価格と落札価格の乖離要 因を把握し、先に述べたような状況が生じていないことを確認できていれば問題は ないが、上記の契約について特に問題としたのは、この乖離についての原因の把握 が不十分であったことである。

予定価格と落札価格に著しい乖離が認められる場合には、①品質確保が担保され ているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上 記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から落札 者に意見聴取を行うなどにより、乖離原因の検証について組織的な対応が望まれる。

③建設工事における入札保証金免除要件の明文化(県土マネジメント部建設業・ 契約管理課)【意見6】

入札保証金について、奈良県契約規則第4条第2項では、次の2つの要件を満た す場合に、入札保証金の免除ができるものとしている。

- ① 入札参加資格を有する者を定めた名簿に登録された者であること
- ② 過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契 約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであること

このため、建設工事を除く委託料に係る契約では、入札を行う際、入札参加資格 を有する者を定めた名簿に登録された者であることと、過去の契約実績の確認を行 った上で入札保証金を免除している。しかし、建設工事については、2 つ目の要件 である、「契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの」として例 示されている「過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする 契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である」 ことを個々の入札において確認をしておらず、奈良県建設工事等競争入札参加資格 のうち該当の部門に登録されていることをもって、入札保証金を免除している。 これは、

- ・建設工事では個々の入札公告において、競争入札に参加する者に必要な資格を 定め、この中で、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録 をしていることを求めており、この登録を受けるためには、当該部門に係る一 定の実績を有している必要があること
- ・入札ごとに必要に応じ当該入札に係る業務と同種の業務の受注実績を求めてい ること
- ・奈良県契約規則の運用指針を定めた奈良県契約規則の施行について(昭和 39 年 7月管第59号総務部長通知)によると、「同規則第4条第2号に定められた過 去の契約履行実績に係る記述は、常に、種類及び規模をほぼ同じくする契約の

実績を要するという趣旨ではなく、「契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの」についての「例示」である」との解釈が示されていること

を根拠としている。

つまり、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されている こと等をもって、同号に規定する「契約を締結しないこととなるおそれがないと認 められるもの」に該当するとの解釈によるものである。

しかし、奈良県契約規則第4条第2項は2つの要件を求めている。奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当部門の登録は1つ目の要件の充足であり、外形的には例示されている2つ目の要件を確認していないこととなる。

また、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録で求められる実績は、奈良県契約規則第4条第2項が求める国又は地方公共団体における実績に限っておらず、種類及び規模、回数も問われない。これらがすべて誠実に履行されたかどうかも不明である。

さらに、入札ごとに必要に応じ当該入札に係る業務と同種の業務の受注実績を求めている点について、建設工事等に係る入札では、入札執行前に入札保証金を免除できる要件への該当性を確認しない運用となっており、結果的に、確認前に入札保証金を免除することとなっている。

ただし、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録には、一定の時間やコスト、 実績が必要であり、かつ落札者が契約を締結しない場合、入札参加資格の停止といったペナルティが課されることもあり、落札者が契約を締結しないというリスクは 極めて低い。落札者の契約締結の担保という入札保証金の趣旨からすると、この運 用に実質的に問題があるとまでは言えないが、例示の解釈の範囲内であるとは言い がたい。

ついては、建設工事等の入札保証金については、奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録をしていること等をもって免除されるとの解釈を示した基準を明文化することについて検討されたい。

④入札公告での入札保証金免除要件の確認の徹底(会計局)【意見7】

建設工事を除く入札では、「③建設工事における入札保証金免除要件の明文化 (県土マネジメント部建設業・契約管理課)【意見 6】」で述べた通り、入札参加 資格を有する者を定めた名簿に登録された者であることのほか、過去二年間に国又 は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結 し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなる おそれがないと認められるものであることの2つの要件を満たす必要がある。

しかし、個別の契約について監査したところ、奈良県物品購入等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていることのみをもって、入札保証金免除として入札公告を実施している例があった。

そのほか、令和4年1月25日現在で閲覧できる入札公告を閲覧したところ、14件中5件は、入札参加条件に過去の実績要件を設けないまま、入札保証金免除としていた。

入札保証金の免除要件の確認の徹底について、職員への一層の周知が望まれる。

⑤契約保証金免除要件の入札公告等への記載(県土マネジメント部建設業・契約管理課)【意見8】

奈良県契約規則第 19 条では、複数の契約保証金の免除条項を設けている。入札 公告のひな型では、契約保証金要とのみ記載され、入札者心得において契約保証金 が必要な場合の説明はあるものの、免除される場合の要件の記載がない。

入札参加時に事業者が十分な検討ができるよう、入札公告等において契約保証金 免除要件の記載を検討されたい。

⑥公契約条例に基づく事務手続の周知徹底(会計局)【意見9】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、「特定公契約」以外の「公契約」 について、入札又は募集の際の仕様書に、別紙「遵守事項」を添付していない例が 見られた。

また特定公契約において、申請書類等を徴取しているものの、事業者の支払賃金の状況などにおいて十分な審査が行われていないと見られる例があった。

県では、一定規模以上の公契約事業の把握、手引きやチェックリストの作成等、 周知に努めているものの、所管部署によっては十分理解が進んでいない場合もある。

なお、令和4年度以降、「特定公契約」以外の「公契約」のうち、これまで公契 約の「遵守事項」の添付を求めていなかった随意契約についても、対象範囲を広げ る予定とのことである。対象が広がることから、これまで以上に、仕様書への公契 約の「遵守事項」の添付もれが生じるおそれがある。

公契約の職員への一層の周知徹底が求められる。

⑦県統一の契約書ひな型の必要性(会計局)【意見 10】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、契約書において、奈良県契約規則第17条が求める履行の場所や契約解除条項等、個人情報取扱特記事項、暴力団排除条項の記載がない例が見られた。

建設工事においては、県土マネジメント部において工事の種類ごとに契約書のひな型が設けられているが、建設工事以外の契約については契約書の統一のひな型がない。

契約書の条項等の記載漏れが生じる理由として、各部署がそれぞれで作成した契約書の様式を利用し、法令の改正等により随時見直しがされていないこと、契約書の作成には高度な専門知識を必要とするが、そういった専門知識が不足していることが挙げられる。

各所管部署において限られた人員の中、法的要件を具備した、完全な契約書を作成することは非常に困難であると考えられる。また、契約書で記載が求められる事項は法令等の変更により随時見直す必要があり、各部署で対応するのではなく統一的に対応することが確実であり、効率的である。また、県としての契約書の様式を統一し、入札や見積依頼の段階で契約書のひな型を提示しておくことは、事業者があらかじめ契約条件を確認するためにも必須である。さらには、契約書のひな型を作成し、業務を標準化することで、今後のIT化やDX(デジタルトランスフォーメーション)化への対応が可能となると考えられる。

建設工事以外の契約についても、共通事項については必要事項の記載漏れが生じないよう、県統一の契約書のひな型を検討すべきである。なお、契約書は法的な面から十分検討しておく必要があり、法務の関与も求め、作成することが望ましい。

現在、契約書に最低限記載すべき事項を盛り込んだチェックリストを会計局で作成しているが、会計局の審査の際、添付は任意となっている。契約書のひな型が作成されるまでは、チェックリストの添付を必須とし、記載漏れが起こらないことを担保すべきである。

⑧再委託の統一的ルールの設定(会計局) 【意見 11】

監査の対象とした個別の契約を確認したところ、契約書上再委託制限条項を設けず、 再委託の管理を実施していないケースや、契約書上、条項の記載はあるものの不備 がある例が見られた。

再委託制限条項を設けていない場合、いわゆる丸投げがなされることを許し、また、再委託先において事故や不祥事が生じた場合、責任の所在が不明確となるおそれがある。

県では再委託について統一的なルールを設けていないが、一括再委託の禁止や再委託の承認手続、再委託状況の把握、報告義務等のルールを明確化するとともに、契約書上、再委託制限条項を設けることを徹底すべきである。これについて、「⑦県統一の契約書ひな型の必要性(会計局)【意見 10】」で述べた通り、県統一の契約書のひな型を用いれば、再委託制限条項の記載漏れを防ぐことが可能となる。

財務省における「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日)」において、 再委託の適正化を図るための措置として一括再委託の禁止、再委託の承認、履行体 制の把握及び報告徴収が規定されており、参考にすべきと考えられる。

奈良県の指定管理者選定に適用される「指定管理者制度導入・運用の手引き」に おいても再委託の際のルールが明文化されており、これを参考とすることも考えら れる。

なお再委託に関しては、個人情報保護条項、暴力団排除条項においても規定があるため、これとの整合性を図る必要がある。

⑨契約書と仕様書等の一体化の徹底(会計局)【意見 12】

契約書の業務内容については別途、仕様書や設計書等の資料において詳細を定めている場合が多いが、これらが契約書と別冊となっているケースが多く見られ、5 件の契約について報告書で指摘している。この 5 件のほかにも、建設工事関係については編綴すべき資料が厚いことを理由に、原則として別冊となっているが、契約書中に引用している仕様書が特定できないものがあった。契約内容が争点になった場合、仕様を含めた真の契約事項が食い違うリスクがある。

仕様書や設計書等は契約書の重要な一部であるので、一体をなしていることが客 観的に立証できるよう編綴することを徹底させるべきである。

(2) 行財政改革に係る事項

①委託化の効果検証(総務部 行政・人材マネジメント課)【意見 13】

「奈良県行政経営改革推進プログラム」(平成 29 年度~令和元年度)では、民間委託等の推進を改革項目に掲げ、3 年間で延べ 18 事業を外部委託化している。

今回の包括外部監査において、上記のうち5件が該当したため、これらの委託について、委託化の経緯、実施の効果をアンケート調査と必要に応じヒアリングすることにより確認した。いずれの委託においても、当初見込んでいた効果が発現し、委託の実施に成果があったと認められた。

着実に外部委託が実施されていることは評価できる。しかし、外部委託を実施することが本来の目的ではなく、当初意図した効果が外部委託によって実現しているかが重要である。また、委託化した場合でも職員数に変わりがなければ、委託化した分だけ人件費も含めた全体のコストが増加し、行政の肥大化につながりかねない。さらには、委託化当初は効果が発現しても、長期化することにより効果が薄れてしまうこともあり得る。

行政・人材マネジメント課において、外部委託推進対象としたものについては、 当初意図した効果が発現しているかの検証を実施すべきである。

(3) 指定管理者制度に係る事項

①委託契約の指定管理者制度への移行(総務部 ファシリティマネジメント室) 【意見 14】

令和3年10月1日現在、公の施設は97施設あり、そのうち指定管理者制度に移行しているのは、令和3年10月1日時点で35施設、全体の36.1%となっている。現在、県直営の9施設について指定管理者制度への移行を検討中とのことであるが、すべてが移行したと仮定しても全国平均の59.6%(平成30年4月1日時点)にはまだ及ばない状況である。

指定管理者制度は事業者の選定も厳格であり、その後の管理や事業者の評価等も充実しており、県民に提供するサービスの向上や管理レベルの向上が期待できる。 今後も可能な限り公の施設の指定管理者制度への移行を推進すべきである。

第3 監査の結果及び意見(各論)

- 1. 総務部知事公室
- (1) 令和2年度「県民だより奈良」配布業務委託(広報広聴課)
- ①暴力団排除の条項の記載漏れ【結果 1】

暴力団排除の条項については必ず契約書に記載する必要がある。

②再委託制限条項の明記【意見 15】

随意契約で契約締結していることから、再委託制限条項の明記が望ましい。

③予定価格の検討と文書化【意見16】

予定価格の決定に際しては、事後的に予定価格の妥当性の検証が可能となるよう、文書化する必要がある。

(2) 令和2年度県民だより奈良テレビ版「ならいいね!」の制作・放送業務 (広報広聴課)

①再委託制限条項の明記【意見17】

現状の契約においては、再委託制限条項に県の承諾の必要性について規定されておらず、県の許可なく受託業務の一部を他の者に再委託することが可能な状況にある。契約書において、再委託制限条項に県の承諾を得る旨を追加するとともに、委託契約の相手方が一部再委託を行う場合には、その内容を報告させ、審査及び承認を行うべきである。

(3) 奈良県旅券発給業務委託 (旅券事務所)

①業務量の変化に応じた契約方法の検討【意見18】

当該契約は3年間の長期継続契約であり委託金額は3年間固定となるが、コロナ禍により旅券発給数が減少したこと等により、予定価格算定時の想定業務量を大きく下回った状態が続いている。今後は、入札の時点で実態に合った想定業務量を元に予定価格の再検討を行うとともに、契約期間中の業務量の変化にも柔軟に対応できる契約方法について検討されたい。

(4) 奈良県防災ヘリコプター運航管理及び耐空検査等業務委託 (消防救急 課)

①予定価格の積算における妥当性の検証【意見 19】

予定価格の積算において、多額を占める人件費や一般管理費について、委託事業者からの見積書だけでなく、他府県や同業他社からも情報収集するなどの方法により、妥当性を検証することを検討されたい。

②仕様書における運航要員の居住に関する要件の明確化【意見20】

本事業の仕様書における運航要員の居住地等の要件について、実態に合わせた表現とすることが望ましい。

③連絡責任者の氏名の通知の欠如【結果2】

仕様書において求められている連絡責任者の通知について、受託者に対して文書による通知を求める必要がある。

④契約書と仕様書の一体化【意見21】

契約書と仕様書が散逸しないよう、袋綴じその他の方法により、契約書と仕様 書を一体化しておく必要がある。

⑤変更契約への収入印紙の貼付漏れ【意見22】

契約金額の総額に変更がないため、収入印紙の貼付が行われていなかったが、 契約金額の支払方法又は支払期日の変更は、課税文書に該当するか否かの判定に おける「重要な事項」の変更に当たるため、収入印紙の貼付のある契約書の入手が 必要である。

2. 総務部

- (1) 令和2年度奈良県総務事務処理業務委託 (総務厚生センター)
- ①入札公告から参加資格申請までの十分な期間の確保【結果3】

入札参加資格として、技術提案書やプレゼンテーションに基づく選定委員会での事前の技術評価を得ることを求めているが、公告から技術提案書提出までの期間が十分に確保されているとは言い難い状況であった。十分な期間の確保に配慮し、公告日を適切に設定すべきである。

(2) 組織改編に伴う室名板等改修委託 (管財課)

①委託料の根拠に関する承認の必要性【結果4】

予定価格設定時の参考見積書の徴取及び見積合わせにおいて、見積依頼業者に 予め示される委託料の積算根拠につき、決裁が行われていないため、承認につい て文書化しておくべきである。

②委託内容を定めた仕様書別紙の整理【意見23】

委託内容を具体的に定めた書類が仕様書の別紙として併せて保存されていなかったため、適切に整理保存されたい。

③請書への収入印紙の貼付漏れ【意見24】

請書に収入印紙の貼付が行われていなかったため、委託先へ収入印紙の貼付を 促すことが望ましい。

(3) 年度末改修(コンセント等)(管財課)

①契約金額及び契約期間の合理性【結果5】

契約時の委託料について、履行実績による精算を前提に算出されているため、 見積金額の合理性について根拠をより明確にする必要がある。

また、業務の実施が4月である一方、契約書の履行期限は7月末であり、結果的に支払までの期間が長期となっている状況は望ましくなく、見直しについて検討すべきである。

②契約書と仕様書の一体化【意見25】

委託内容について定めた仕様書が契約書と共に綴じられていなかったため、一 体化して編綴されたい。

(4) 令和2年度部局長車両運行業務(管財課)

①仕様書に基づく提出書類の様式の整理【結果6】

仕様書に基づく履行確認時の提出書類が指定様式と異なっていた。報告書類を 仕様書の様式に変更する、仕様書を見直す等の対応が必要である。

(5) 令和2年度奈良県職員研修業務委託(自治研修所)

①委託料の根拠の明瞭化【意見26】

公募型プロポーザル方式への応募時及び契約時に提出を受けた見積額の経費内 訳書について、積算の根拠が不明瞭な箇所があり、適正に表記された見積書を徴 するよう改められたい。

- 3. 文化・教育・くらし創造部
- (1) なら歴史芸術文化村展示空間等整備業務(なら歴史芸術文化村整備推進室)

①契約変更時の金額誤り【意見27】

委託変更契約書において支払い済みの令和元年度分の記載がないため、支払限度額の内訳の合計額と契約総額が一致していない。契約手続におけるチェック機能が十分に働く内部統制を整備する必要がある。

- 4. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局
- (1) 奈良県児童扶養手当・特別児童扶養手当支給業務 (奈良っ子はぐくみ 課)
- ①契約期間の明確化【意見 28】

契約書において、「業務の履行期間」と「業務開始年月日」が併記されるも、その始期が異なり、混乱を招きかねないことから、「業務処理開始年月日」は記載しないことが望ましい。

②契約保証金免除理由の明記【意見 29】

契約書において、契約保証金が免除されているが、その理由については、免除が 相当であると誰もが判断できるよう、具体的な記載が望ましい。

- (2) 令和2年度 女性一時保護委託事業 (中央こども家庭相談センター)
- ①契約書における履行場所の明記並びに解除条項及び損害賠償責任条項の必要性【結果7】

履行場所は委託契約の内容となる重要事項であり、契約書に明記すべきである。 また、契約期間中の解除条項(暴力団等排除関連以外)及び委託業務に関して発生 した損害に関する賠償責任条項も、紛争予防の観点から規定すべきである。

②契約内容を構成する実施要綱と契約書の一体化【意見 30】

契約書には、締結当時有効な「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」を編綴するか、引用する「奈良県女性一時保護委託事業実施要綱」の作成(改訂)日を明記する必要がある。

③契約一本化の検討と契約締結権限の確認【意見 31】

委託業務を複数施設で実施する場合であっても、履行場所以外の契約内容が同一であれば、契約を分断する合理的理由はなく、一の契約書に履行場所として複数の施設名及び所在地を記載することで足りる。本事業の特殊性から、施設ごとに施設長と契約を締結するのであれば、施設長等契約当事者の契約締結権限の有無を確認する必要がある。

④予定価格の文書化と承認の必要性【結果 8】

予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。

(3) 児童一時保護委託事業(中央こども家庭相談センター)

①契約内容に適した契約書の名称変更【意見 32】

契約書の名称を、「一時保護委託単価契約書」から「一時保護委託契約書」に変 更するのが適切である。

②契約書における履行場所の明記並びに解除条項及び損害賠償責任条項の必要 性【結果 9】

履行場所は委託契約の内容となる重要事項であり、明記すべきである。

また、契約期間中の解除条項(暴力団等排除関連以外)及び委託業務に関して発生した損害に関する賠償責任条項も、紛争予防の観点から規定すべきである。

③契約書における個別の委託方法及び実施方法等の明記【意見 33】

委託(保護)対象者や委託日時等が委託毎に異なる本契約においては、個別の委託についての依頼方法等について契約書に明記したほうが、委託業務を遂行する 指針ともなる。

緊急性が高い場合もあるが、児童の一時保護という業務の重大性からも、委託 方法や実施方法等について、契約書に明記することが望ましい。

④契約締結権限の確認【結果 10】

契約の相手先が社会福祉法人の施設長となっているが、施設長の契約締結権限の有無を確認し、権限がない場合には法人代表者からの契約締結に係る委任状を提出させる必要がある。

⑤予定価格の文書化と承認の必要性【結果 11】

予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。

5. 福祉医療部 医療政策局

(1) 小児救急医療電話相談業務委託令和2年度分(地域医療連携課)

①業務実施報告における報告内容の明記【結果12】

毎月提出を求める業務実施報告において、仕様書で定める「応答率(入電数に対し、受電対応者が電話を取り対応した数の割合)」が報告書に記載されず、メールでの報告とされていたため、他の項目と同様に明記する必要がある。

②公募型プロポーザル方式における公募の期間の十分な確保【結果13】

公募型プロポーザル方式の公告は、原則として提案書提出期限の前日から起算 して 15 営業日以上を確保すべきところ、本業務では 14 営業日となっていた。十 分な日程を確保するよう、契約手続時には綿密に確認すべきである。

6. 水循環·森林·景観環境部

(1) 令和2年度次世代型森林情報活用推進事業 (森と人の共生推進課)

①建設工事等に係る入札保証金の免除要件確認の必要性【意見34】

建設工事等に係る入札においては、建設工事等競争入札参加資格の該当部門に 登録されていることをもって入札保証金を免除しており、入札執行前に入札保証 金を免除できる要件への該当性を確認しない運用となっているため、建設工事等 に係る入札保証金の免除の取扱いのあり方について検討する必要がある。

②資格要件への三次元ビューワソフトのライセンス保有の明記【意見35】

本事業における委託業務を履行するためには、三次元ビューワソフトのライセンス取得が必要であることから、ライセンスの保有を仕様書における資格要件として明記しておくべきである。

③航空レーザ計測業務委託における下請負承認の要否の明確化【意見36】

航空レーザ計測業務における下請負承認の要否に係る契約条項を明確化し、仕様書等において、下請負の禁止の対象となる業務や下請負の承認を要しない業務を明確化しておく必要がある。

④契約書と仕様書の一体化【意見37】

契約書と仕様書は別冊として作成されているが、最終の契約書と仕様書が散逸しないよう、保管方法を工夫することが望ましい。

⑤本事業で得られた森林情報の活用【意見38】

新たな森林環境管理制度への取組に本事業で得られた森林情報の活用を開始したところであるが、今後の技術発展の状況を注視しつつ、データの有効活用やデータ利用者の負担軽減に留意されたい。

7. 産業・観光・雇用振興部

- (1) 令和2年度 奈良県営競輪場開催業務等包括委託(地域産業課)
- ①基本契約書における特定公契約特約条項の明記【意見39】

特定公契約特約条項を基本契約書において明記すべきである。

(2) 受託場外に係る場内整理サービス委託料 (競輪場)

①契約保証金免除に係る理由書の作成漏れ【結果14】

契約保証金を免除する場合においては奈良県契約規則第19条第6号の規定に基づいて適正かつ確実に業務が履行されることを検討し、その結果を理由書に記載する必要がある。

②競争入札への移行の検討【意見40】

自転車競技法第3条及び第40条で規定されている競技実施法人以外の者であっても実施可能な委託業務とされている業務については、当該条項のみを理由として随意契約とすべきではなく、他者への委託の可否と、競争入札への移行について検討が必要である。

③再委託制限条項の明記【意見41】

現状の契約書においては、再委託禁止に関する制限条項の記載がない。再委託 についての取扱いを検討し、再委託制限条項を明記した上で、再委託内容につい て受託者から許可申請を受け、所管課が管理する体制を構築すべきである。

④予定価格の文書化と承認の必要性【結果15】

予定価格の見積の妥当性を検証するとともに、文書を作成し、承認手続を実施 する必要がある。

⑤個人情報取扱特記事項の記載漏れ【結果16】

契約書において、受託者が別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するか、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を明記すべきである。

⑥暴力団排除の条項の記載漏れ【結果17】

暴力団排除の条項については必ず契約書に記載する必要がある。

8. 産業・観光・雇用振興部 観光局

(1) 奈良県外国人観光客交流館運営管理業務委託(ならの観光力向上課)

①委託上限額の積算における妥当性の検証【意見42】

公募型プロポーザル方式における委託上限額は、委託事業者から徴取した参考 見積に基づき決定されているが、複数の同業他社からの見積書徴取や、人件費部 分について国が公表する統計調査結果を参考にした積算結果と比較する等の方法 により、その妥当性をより具体的に検証することが望ましい。

②公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果18】

公募型プロポーザルの公告において、提案者が 1 者の場合の取扱い及び最低合格点に関する事項を公表すべきところ、実施されていなかったため、適切に対応する必要がある。

③特定公契約に係る支払賃金等の決裁手続の未実施【結果19】

本業務は特定公契約に該当し、受託者から定期の支払賃金等の報告を受けているが、決裁が行われていなかった。審査、決裁手続を適切に行った上で文書化し、整理保存する必要がある。

(2) 県内宿泊等促進キャンペーン業務委託(ならの観光力向上課)

①変更契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見43】

変更契約書に収入印紙の貼付が行われていなかったが、契約金額の変更は、課税文書に該当するか否かの判定における「重要な事項」の変更に当たるため、委託先へ収入印紙の貼付を促すことが望ましい。

(3) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託(鉄道事業者連携分)(観光プロモーション課)

①変更契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見 44】

変更契約書に収入印紙の貼付が行われていなかったが、契約金額に変更がない場合でも、主要な業務内容の変更は、課税文書に該当するか否かの判定における「重要な事項」の変更に当たるため、委託先へ収入印紙の貼付を促すことが望ましい。

②再委託に関する契約書の規定の整理及び承認手続の必要性【結果 20】

業務の全部の再委託の可否について、契約書本文と個人情報取扱特記事項の記載が一致していなかった。また、業務の一部の再委託について、事前承認に関する決裁が行われていなかった。

契約書の表現を整理した上で、適切に承認手続を実施すべきである。

- (4) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託(県内シンポジウム及び歴 史的・伝統的行催事等を活用した誘客プロモーション分) (観光プロモー ション課)
- ①公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果 21】

公募型プロポーザルの公告において、最低合格点に関する事項を公表すべきとこ ろ、実施されていなかったため、適切に対応する必要がある。

②再委託に関する契約書の規定の整理及び承認手続の必要性【結果 22】

業務の全部の再委託の可否について、契約書本文と個人情報取扱特記事項の記載が一致していなかった。また、業務の一部の再委託について、事前承認に関する決裁が行われていなかった。

契約書の表現を整理した上で、適切に承認手続を実施すべきである。

- (5) 令和2年度奈良県観光キャンペーン業務委託 (奈良県文化観光発信プロジェクト事業) (観光プロモーション課)
- ①公募型プロポーザルの公告における公表事項の一部公表漏れ【結果23】

公募型プロポーザルの公告において、最低合格点に関する事項を公表すべきと ころ、実施されていなかったため、適切に対応する必要がある。

②再委託に関する契約書の規定の整理【結果24】

業務の全部の再委託の可否について、契約書本文と個人情報取扱特記事項の記載が一致していなかった。

契約書の表現を整理すべきである。

- 9. 食と農の振興部
- (1) 食と農の振興フォーラム開催業務(豊かな食と農の振興課)
- ①予定価格の検討と文書化【意見45】

予定価格の設定にあたっては、より丁寧な検討と、検討過程の適切な文書化に 努められたい。

- (2) 中央卸売市場再整備に係る事業者公募準備業務委託 (中央卸売市場再整 備推進室)
- ①予定価格の検討と文書化【意見46】

予定価格の設定にあたっては、金額的妥当性は必ず検討したうえで、検討過程 の適切な文書化に努められたい。

- (3) 県営ほ場整備事業百済川向地区従前地測量業務委託 (中部農林振興事務 所)
- ①変更契約の収入印紙の金額誤り【意見47】

変更請負契約書に事業者側が貼付している収入印紙は 200 円であるが、正しくは 400 円である。

- (4) なら食と農の魅力創造国際大学校フードクリエイティブ学科調理等教授 業務委託(なら食と農の魅力創造国際大学校)
- ①予定価格の文書化【意見48】

予定価格の検討過程の適切な文書化に努められたい。

- 10. 県土マネジメント部
- (1) 奈良県公共工事等電子入札システム業務委託 (建設業・契約管理課)
- ①予定価格の根拠の明確化【意見49】

予定価格については、他の業者から見積書を入手し、これに基づく従量制利用料の単価に想定利用回数を乗じて計算しているが、従量制利用料の単価の積算方法が不明確である。積算過程を明確化し記録保存する必要がある。

- (2) 中和幹線包括的道路維持管理業務委託(道路保全課)
- ①特定公契約を締結した事業者による法令遵守の確認【結果25】

県は特定公契約を締結した事業者の、奈良県公契約条例に規定する「法令の遵守」を事業者の報告により確認すべきところ、事業者の報告した従業員数は、業務日報に記載の従事者数に対して大幅に下回っているため、その報告の網羅性には疑義が認められる。事業者の法令遵守の状況について健全なる懐疑心をもってチェックし、もって条例の目的を実現することが望まれる。

- (3) 大和中央道包括的道路維持管理業務委託(道路保全課)
- ①特定公契約を締結した事業者による法令遵守の確認【結果26】

県は特定公契約を締結した事業者の、奈良県公契約条例に規定する「法令の遵守」を事業者の報告により確認すべきところ、事業者の報告した従業員数は、業務日報に記載の従事者数に対して大幅に下回っているため、その報告の網羅性には疑義が認められる。事業者の法令遵守の状況について健全なる懐疑心をもってチェックし、もって条例の目的を実現することが望まれる。

- (4) 天理ダム他 水質調査業務 (河川 (ダム) 維持補修事業) (奈良土木事務所)
- ①委託業務確認書の日付誤り【結果27】

委託業務の完了確認を「委託業務確認書」により行っているが、委託契約の締結日付に誤りがあった。

②予定価格に対する落札価格の乖離【意見50】

予定価格 8,317,100 円に対して落札価格が 2,162,600 円と著しく乖離している。 ①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に 確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されて いないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。

- (5) 一級河川菰川 水質調査委託(大和川水質改善事業他)(奈良土木事務 所)
- ①予定価格に対する落札価格の乖離【意見51】

予定価格 8,470,000 円に対して落札価格が 3,465,000 円と著しく乖離している。 ①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に 確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されて いないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。

- (6) 地蔵院川 地盤変動影響調査(事後)業務(防災·安全社会資本整備交付金事業(総合治水))(郡山土木事務所)
- ①予定価格に対する落札価格の乖離【意見52】

予定価格 1,969,000 円に対して落札価格が 1,078,000 円と著しく乖離している。 ①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に 確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されて いないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。

(7) 大和中央道道路維持管理業務委託(郡山土木管内)(郡山土木事務所)

①仕様書と実施設計書の不整合【結果28】

仕様書が想定する業務内容と実施設計書の数量に齟齬が生じている。仕様書と 実施設計書は整合を保つ必要がある。

②変更契約締結前の業務の実施【意見53】

変更契約の締結前に契約変更の元となる業務を事業者に実施させている。契約成立前に業務を先行実施させていることと同義であり、業務の変更がある場合は変更契約締結後に実施させる必要がある。

(8) 大門ダム 水質調査業務委託 (河川 (ダム) 維持修繕費他) (郡山土木事務所)

①入札保証金免除の妥当性【結果29】

当該指名競争入札の参加資格として、奈良県物品購入等競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていることを条件に、当該入札における入札保証金を免除しているが、建設工事以外の委託契約では、競争入札参加資格のうち該当の部門に登録されていることのみをもって入札保証金免除とはならない。原則通り、過去二年間の契約実績等を入札前に確認する必要がある

(9) 令和2年度道路施設環境整備業務委託(雪寒)(宇陀土木事務所)

①再委託制限条項の明記【意見54】

業務委託契約書には再委託を制限又は報告させる条項がないため、県として再 委託の実態を把握できていない。契約書に再委託制限条項を設け、実態把握に努 める必要がある。

(10) 一般国道 165 号他 宇陀土木事務所管内道路清掃業務委託 (道路施設環境整備他) (宇陀土木事務所)

①実施設計書の日付誤り【結果30】

設計金額を計算する実施設計書は令和2年6月18日に作成されているが、当該 実施設計書には令和元年6月18日作成と記載されていた。

②契約保証金免除の証跡の保存【意見55】

契約保証金は奈良県契約規則第19条第1項第5号の規定に基づき免除されているが、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであることを確認した証跡が残されていない。証拠書類として保存すべきである。

③予定価格に対する落札約価格の乖離【意見56】

予定価格 5,335,000 円に対して当初落札価格が 3,168,000 円と著しく乖離している。①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されていないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。

(11) 管内の国道・県道における雪寒業務委託(吉野土木事務所)

①再委託制限条項の明記【意見57】

業務委託契約書には再委託を制限又は報告させる条項がないため、県として再 委託の実態を把握できていない。契約書に再委託制限条項を設け、実態把握に努 める必要がある。

(12)一般国道 169 号他 道路施設環境整備業務委託 (道路施設環境整備事業) (吉野土木事務所)

①契約保証金免除の証跡の保存【意見58】

契約保証金は奈良県契約規則第19条第1項第5号の規定に基づき免除されているが、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであることを確認した証跡が残されていない。証拠書類として保存すべきである。

②予定価格に対する落札価格の乖離【意見59】

予定価格 5,332,800 円に対して落札価格が 2,970,000 円と著しく乖離している。 ①品質確保が担保されているか、②公契約条例の趣旨に則った労務費等が適切に 確保されているか、③上記①と②を満たした上でも予定価格が高めに設定されて いないか等の観点から、乖離した原因について検証することが望まれる。

(13) 道路管理事業(委託分)業務委託 63委01トンネル警備業務一式 (吉野土木事務所)

①予定価格の文書化と承認の必要性【結果31】

予定価格の文書を作成し、承認手続を実施する必要がある。

- (14) 一般国道 168号 風屋トンネル他 トンネル照明施設詳細設計委託 (防災・安全交付金事業(国道トンネル補修・国補正)他)(五條土木 事務所)
- ①監督員任命伺の日付の記載漏れ【結果32】

入札に先立って監督員の任命がされているが、その任命伺に日付の記載が漏れている。

- 11. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局
 - (1) 奈良公園バスターミナル施設運営業務(奈良公園バスターミナル施設管理運営事業) (奈良公園室)
- ①提案内容を踏まえた仕様書の修正【結果33】

プロポーザル方式により、事業者側の提案を重視して委託事業者を決定する場合、提案内容を踏まえて仕様書に修正を加えるべき点がないかを十分に精査されたい。

②事業者選定方法の検討経緯の文書化【意見60】

公の施設の管理手法の検討過程は文書化しておくことが望ましい。

- (2) 奈良公園バスターミナル交通運営業務 (奈良公園バスターミナル運営管理事業) (奈良公園室)
- ①支払方法の契約書への記載【結果34】

契約代金の支払方法は、仕様書ではなく契約書本体に記載する必要がある。

②契約保証金免除規定の適切な運用【意見 61】

事業者間で不公平が生じないように、契約保証金の免除事由について事前に丁寧な周知を行うことが望ましい。

- (3) 馬見丘陵公園植栽管理業務委託(単独都市計画公園事業)第 461-委 9 号(中和公園事務所)
- ①指名競争入札による理由の文書化【意見62】

事業者選定方法の検討過程は比較的重要な事項であるため、そのような検討過程は文書化しておくことが望ましい。

- (4) 令和2年度馬見丘陵公園菖蒲園管理業務委託(彩り植栽事業(物件費))第422-1-委1号(中和公園事務所)
- ①契約期間や金額を考慮した支払方法の検討【意見63】

契約期間が比較的長く、金額も多額であることから、事業者の負担を考慮した適切な判断を行われたい。

12. 議会事務局

- (1) 奈良県議会棟保安業務委託 (総務課)
- ①公契約の「遵守事項」の添付漏れ【結果35】

当該委託契約は「特定公契約以外の公契約」に該当するが、入札の際の仕様書に、公契約の「遵守事項」の添付がなかった。

- (2) 議会テレビ中継番組制作等・放送委託(政務調査課)
- ①予定価格の文書化【意見64】

後年度の意思決定プロセスの検証に資するため、予定価格の設定に係る検討経 緯は可能な限り詳細に文書化しておくことが望ましい。

- (3) 奈良県議会インターネット動画配信業務委託(政務調査課)
- ①公契約の「遵守事項」の添付漏れ【結果36】

当該委託契約は「特定公契約以外の公契約」に該当するが、入札の際の仕様書に、公契約の「遵守事項」の添付がなかった。

②予定価格の設定及び事業者の選定方法【意見65】

一般競争入札に係る予定価格の算定のために複数社から参考見積書を徴取する ことや、一般競争入札ではなく指名競争入札を実施するなど、予定価格の設定及 び事業者の選定方法の方策には改善の余地があるものと考えられる。次期以降も 当該業務を継続する場合は参考にされたい。

13. 教育委員会事務局

(1) 県立学校ネットワークシステム強靭化運用保守業務及び機器等の賃貸借 (教育政策推進課)

①保守及び賃貸借対象物件の明確化【意見66】

本業務に係る契約書に袋綴じされた仕様書は、入札時に作成された要求仕様書となっているが、県立学校ネットワークシステム強靭化構築業務により導入された機器一覧を記載した覚書などを作成し、保守及び賃貸借の対象となる物件を明確化することが望ましい。

(2) 県立高等学校総合寄宿舎給食業務委託(学校支援課)

①一者入札への対応のあり方【意見67】

本業務は、業務の性質上、一者入札を回避するために取り得る方策が極めて少ない状況にある。一者入札が継続する場合、一般競争入札を実施するコストの発生というデメリットのみが生じることにもなりかねないため、真にやむを得ないと考えられるのであれば、随意契約への移行を含めた対応を検討されたい。

(3) 奈良県公立学校教員採用候補者選考試験作問業務委託(教職員課)

①業務完了報告書の記載内容の仕様書への明記【意見68】

契約書において、受託者は全ての委託業務終了後、直ちに仕様書に定めるところにより報告書等を提出しなければならないものとされているが、仕様書に報告書等の様式についての規定がないため、報告書の記載内容等の要件について仕様書に明記する必要がある。

②契約書における受託者の作業場への立入に係る規定の明記【意見69】

受託者における試験問題についての情報管理を徹底するため、県による立入検 査の規定を契約書に設けるなど、受託者への牽制を強化すべきである。

③再委託の状況把握の必要性【意見70】

本業務における再委託の状況について、事前に実態を把握し、契約書に基づく 再委託の承諾の必要性について検討しておく必要がある。

(4) 第40回近畿高等学校総合文化祭開催に関する委託(学校教育課)

①契約主体及び委託契約によることの適切性【意見71】

本事業は奈良県高等学校文化連盟に対する委託ではなく、第 40 回近畿高等学校 総合文化祭奈良県実行委員会への負担金又は補助金として執行する方が実態に即 している。

②再委託のあり方及び承認の文書化【意見72】

本事業においては映像コンテンツの作成など、外部の専門業者に再委託が行われているが、県と専門業者とで直接契約とする余地もある。また、再委託とする場合であっても、その承認について文書化しておくべきである。

③見積内訳書の未添付【意見73】

奈良県高等学校文化連盟から契約前に提出を受けた見積書は総額のみの記載となっているが、部門別や費目別の内訳を示す見積内訳書の提出を受けることが望ましい。

④業務完了日の明確化【意見74】

事業実施報告書の提出期限を明確化するため、仕様書等において、業務完了日 の定義を明記する必要がある。

⑤契約先への消費税の課税【意見75】

本契約により、高文連が消費税の課税事業者となることを認識しておく必要がある。

⑥契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見76】

任意団体との契約においても、課税文書に該当する場合には、収入印紙の貼付のある契約書を入手すべきであった。

(5) スクールバス運行管理業務委託(各養護学校及び学校教育課)

①予定価格の積算における各養護学校と学校教育課の連携不足【結果37】

学校教育課における予定価格積算資料と各養護学校が提出した根拠数値の間に 齟齬があるものが散見されたため、各養護学校と学校教育課が緊密な連携を図り、 予定価格を適切に積算する必要がある。

②仕様書に基づく提出書類等の未提出【結果38】

仕様書に基づく提出書類の一部に未提出のものがあったが、漏れなく提出を受ける必要がある。

③運行日誌等における報告項目の未整理【結果39】

受託者が業務管理日報及び業務管理月報の様式について、各学校において様式が異なっているため、報告を求めるべき項目を整理することが望ましい。

(6) 県立奈良西養護学校給食調理業務委託(保健体育課)

①法人の名称の記入を欠く入札書の取扱い【結果40】

法人の名称の記載を欠く入札書について、有効なものとして開札録が作成されていたが、当該入札は無効とすべきであった。

②入札参加資格の確認の不徹底【結果 41】

入札参加資格を充足していることを証する書類の提出を受けているが、提出を 受けた書類では、入札参加資格を充足しているかどうか、確認できないものがあ ったため、提出すべき書類について見直す必要がある。

③特定公契約に係る支払賃金等の審査の不徹底【結果 42】

本業務は特定公契約に該当し、受託者から定期の支払賃金等の報告を受けているが、所管課内での報告内容の審査や決裁の手続が行われていなかった。所管課内での審査、決裁を行った上で、支出負担行為一件に綴って保管しておく必要がある。

14. 警察本部

(1) 道路交通情報提供業務(会計課·交通規制課)

①契約書における引用法令の誤りと条項の適正化【結果 43】

「道路交通情報提供業務に関する委託契約書」第7条において、その引用法令 を誤り、また、第9条第1項において、解除する者と損害賠償金を納付する者が 共に「乙」と解されうる記載となっており、正す必要がある。

(2) 交通信号機保守点検(球取替)(施設装備課·交通規制課)

①契約書における履行場所の明記【結果 44】

契約書には履行場所を明記すべきであるところ、交通信号機保守点検(球取替) 委託契約書には、1カ所の信号機の所在地を記載するのみであり、外 1478 カ所の 所在地も明記すべきである。

②契約書と仕様書の一体化【意見 77】

契約書において、別紙仕様書に従うこととされており、仕様書が契約の内容を構成している。契約内容を構成する仕様書は、契約書と共に編綴する必要がある。

③全変更事項の変更契約書への反映【結果 45】

緊急球取替件数の増加に伴い、契約金額が変更されたのであれば、変更契約書には、金額の変更の点のみならず、緊急球取替件数の変更も記載すべきである。

(3) 生駒警察署新庁舎新築工事基本·実施設計(施設装備課)

①契約書における履行場所の明記【結果 46】

「建築設計業務委託契約書」は頭書と条項、建築設計業務委託仕様書(共通仕様書及び特記仕様書)で構成され編綴されているが、履行場所は、契約における重要事項であり、契約書の頭書に明記すべきである。

②変更契約書への全変更事項の反映【結果 47】

契約における委託業務の内容、契約金額、支払方法を変更した場合には、変更内容を全て漏れなく変更契約書に記載すべきである。

(4) 一般廃棄物搬出処理業務(奈良警察署)

① 予定価格設定における実質的な参考見積書徴取【意見 78】

予定価格につき参考見積書をもって設定する場合には、具体的な搬出処理廃棄 物量に即した実質的な参考見積書を徴取することが望ましい。

②見積合わせにおける依頼業者選定基準の明確化【意見 79】

見積合わせにおける依頼業者の選定基準を明確化しより広く見積りを取る等により、公平性を担保する必要がある。

③近隣警察署等における契約の集約【意見 80】

近隣の警察署等における一般廃棄物搬出処理業務委託契約について、契約を集約することも検討されたい。

④契約書における委託業務の内容、履行場所の明記【結果 48】

委託業務の内容及び履行場所は、仕様書に記載されているが、契約書において 仕様書を引用していない。契約書自体に直接明記するか、少なくとも契約書にお いて仕様書を引用すべきである。また、一般廃棄物搬出処理業務の履行場所の一 つである搬入(処分)場所は、事業者による不法投棄を防ぐ意味でも重要であり、 搬出(収集)場所のみならず搬入(処分)場所についても、契約書の頭書に明記す べきである。

⑤再委託禁止条項の明記【意見81】

契約書上、再委託禁止条項の記載がないが、受託者による不法投棄防止の観点から明記が必要である。

⑥委託業務完了報告の必要性【結果 49】

本契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の搬出のみならず処分(処分工場への搬入)も含み、その業務の完了が必要となる。

したがって、処分工場に搬入し処分が完了したことの報告を受託業者に求める べきである。

(5) 一般廃棄物搬出処理業務(奈良西警察署)

①見積合わせにおける依頼業者選定の適正化【意見 82】

見積合わせにおいては、依頼業者の選定基準を明確化し、より広く見積りを取る等により、公平性を担保する必要がある。

②契約書における委託業務の内容、履行場所の明記【結果 50】

委託業務の内容及び履行場所は、仕様書に記載されているが、契約書において 仕様書を引用していない。契約書自体に直接明記するか、少なくとも契約書にお いて仕様書を引用すべきである。また、一般廃棄物搬出処理業務の履行場所の一 つである搬入(処分)場所は、事業者による不法投棄を防ぐ意味でも重要であり、 搬出(収集)場所のみならず搬入(処分)場所についても、契約書の頭書に明記す べきである。

③委託業務完了報告の必要性【結果 51】

本契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の搬出のみならず処分(処分工場への搬入)も含み、その業務の完了が必要となる。

したがって、処分工場に搬入し処分が完了したことの報告を受託業者に求めるべきである。

④個人情報取扱特記事項の記載漏れ【結果 52】

契約書において、受託者が別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載するか、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を明記すべきである。

以上